

最低賃金改定のお知らせ

広島県最低賃金は
令和元年 10月1日 から



時間額 **871** 円です。

(令和元年 9月30日までは、844円です)

最低賃金に算入しない賃金

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
- (3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

広島県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

- ・ 年齢、性別、雇用形態〔常用・臨時・パート・アルバイト等〕、支払形態〔月給・日給・時給等〕の別を問いません。
- ・ 特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも高い特定(産業別)最低賃金が適用される場合があります。
- ・ 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金又は特定(産業別)最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ(ご案内)

広島働き方改革推進支援センター【Tel0120-610-494】 hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com

賃金規定の整備、賃金の引上げに向けた環境整備を支援します。

各種助成金があります。 [広島労働局 検索](#)

- ・ 業務改善助成金【雇用環境・均等室 Tel082-221-9247】
- ・ キャリアアップ助成金
- ・ 人材確保等支援助成金【職業対策課 Tel082-502-7832】

広島労働局賃金室 Tel082-221-9244

広島中央労働基準監督署 Tel082-221-2460 尾道労働基準監督署 Tel0848-22-4158

呉労働基準監督署 Tel0823-22-0005 三次労働基準監督署 Tel0824-62-2104

福山労働基準監督署 Tel084-923-0005 広島北労働基準監督署 Tel082-812-2115

三原労働基準監督署 Tel0848-63-3939 廿日市労働基準監督署 Tel0829-32-1155

平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※)
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター（厚生労働省広島労働局委託事業）

〒730-0011 広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4F

TEL 0120-610-494

(株)東京リーガルマインド広島支社内)

申請先

広島労働局 雇用環境・均等室

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎第2号館5階

TEL 082-221-9247